

前回合同委員会後の質問への回答について

No	質問者	質問	回答
1	田中委員	<p>(在宅医療に関する啓発)</p> <p>医療機関には介護保険事業所の種別が複雑で理解していない連携室や担当者があります。特養の医務室の扱い（嘱託医）の理解もないことから搬送時などの緊急対応時に齟齬が生じる場面も散見されます。</p> <p>つきましては、在宅医療に関する啓発に加えて、複雑化する介護事業所（特に退院支援に有効な看護小規模多機能などの説明等）に関する啓発も追記してはいかがでしょうか？</p>	<p>3年毎に行われる制度改革に伴い、市民だけではなく医療関係者にとっても、介護保険制度の内容やサービス種別の機能などが分かり難い状況がうかがわれることから、ご指摘のように当該取り組みにおいて、介護保険施設や介護サービス事業所についても併せて周知・啓発に向けた取り組みを行うこととし、記載についても検討してまいります。</p>
2	田中委員	<p>(仙台市ホームページや冊子による介護サービス事業所の案内)</p> <p>新たに作成するよりも既存の資源を活かした方が有効かと思えます。</p> <p>各地域包括支援センターで作成する認知症マップに記載する医療機関、介護事業所等の社会資源についてより充実した内容となるよう介護事業所側、医療機関側への理解を促すことが有効。</p> <p>弊社当該地域のクリニックが『必要性を感じない』とのことでマップへの記載を拒否することがありました。</p> <p>学区内の市民に配布される資源マップにもなりうる貴重な情報源ですので、仙台市というよりは医師会や老協などの種別団体からの啓発が先決かと思えますが、すでにある冊子やマップなどの再点検、効率化も一考かと思いました。</p>	<p>本市では介護サービス事業所の周知を図るため、市ホームページや高齢者保健福祉サービスをとりまとめたパンフレット等へ介護事業者一覧を掲載しているほか、認知症に関する具体的な相談先や受診先の利用方法などが明確に伝わるよう、認知症に関する地域の様々な情報（相談できる窓口、医療のこと、暮らしのこと、交流できる場所等）を整理した「地域版認知症ケアパス」を各地域包括支援センターごとに作成・配布しており、地域の介護事業所や医療機関等のご協力をいただきながら掲載内容を検討しております。</p> <p>相談や受診の足掛かりとなる情報でもありますので、より多くの介護事業所や医療機関等の皆様からご理解をいただけますよう、ご指摘いただいた「地域版認知症ケアパス」を含め既存のパンフレット等の点検を進め、市民にとってより充実した内容となるよう努めてまいります。また、医療機関に対しては仙台市医師会と連携し「かかりつけ医認知症対応向上研修」を実施しておりますが、地域の関係機関との連携について理解を深めていけるよう、引き続き取り組んでまいります。</p>
3	田中委員	<p>(総合的な相談支援の充実)</p> <p>総合的な相談支援の充実には障害者相談支援事業所や居住支援法人などとの連携が必須です。</p> <p>介護事業所間の連携に留まらず、地域共生社会の第一歩を踏み出すために、各機関にスムーズに繋げることができるよう連携の場が必要です。</p> <p>つきましては、包括を運営している事業所で、障害の相談支援事業所を運営している法人等に協力を得ながら、モデル事業を検討してはいかがでしょうか？</p> <p>月毎に日にちを決めて、地域包括支援センター内に障害相談も行えるよう障害相談支援センターから職員を派遣する等、包括支援センターの負担にならないように配慮をしつつまずは一步踏み出すことが必要だと感じました。</p>	<p>総合的な相談支援の充実に向け、今年度から「高齢者や障害者といった本人や世帯の属性を問わない相談支援」「就労や居住支援等による社会とのつながりを回復する参加支援」「地域社会からの孤立を防ぎ、交流や活躍の機会を生み出す地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を実施しております。</p> <p>障害者相談支援事業所や居住支援法人などとの連携は、まずはこの取り組み（例えば、「施策5（2）①地域ケア会議等を通じた連携強化」の主な取り組み（案）の中の「☆多職種・多機関による情報共有や連携強化を行うための「つながる会議」の実施」等）により、強化してまいりたいと考えており、今回頂いたご意見につきましては、この取り組みを進める中で検討してまいります。</p>
4	田中委員	<p>(認知症の人の意欲及び能力に応じて働くことができる場の確保に向けた周知・啓発)</p> <p>通所等での働くサービスを提供するには外部からの委託を受け、有償ボランティアとしての扱いとすることで可能との判断により、弊社でも開始する予定です。</p> <p>つきましては、事業所で仕事を受託することが必要となるため、就労支援等の障害事業においては慣れているが、介護事業所においては不慣れにてそれらを啓発する必要があると思う。</p> <p>また、現在仙台市では『障害者就労施設等からの物品等の調達』仙台市調達方針があるかと思えます。障害者就労施設等で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、物品等を調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進しているかと思えますが、徐々に認知症の人の働きたい意欲のある方への支援として働くデイサービスを運営する事業所に対しての業務委託も視野に入れていただきたいと思えます。</p>	<p>認知症の方の社会参加活動の一つとして、その意欲と能力に応じて働くことは、認知症になっても地域の一員として希望を持って暮らし続けることにつながるものと考えます。</p> <p>本市が物品調達・業務委託等を行うにあたり、国の法令に基づき策定する「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」をデイサービス等の介護事業所等にも適用することは、当該調達方針の対象が障害者就労施設等に限定されていることから難しいところですが、今後、市内の介護事業所における認知症の方の仕事の受託に関する取り組みの現状、今後の意向及び課題等の把握に努めながら、取り組みの好事例の共有や、制度的な位置付け等のお問い合わせ・ご相談への対応などの取り組みについて、検討してまいります。</p>